

平成 22 年 3 月 18 日
社団法人 投資信託協会

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正について

1. 改正の目的

取引所での売買が乏しい国内転換社債等の評価を店頭市場等の時価により行うことを目的として、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」について所要の整備を行うこととする。

2. 改正の内容

国内転換社債等の評価について、取引所での値付状況等を踏まえて、次のいずれかの価額で評価できるものとする。

ただし、第 2 条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該転換社債等の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

（規則第 16 条第 4 項）

3. 実施日

この改正は、平成 22 年 3 月 18 日から実施する。